

白鷹町健康福祉センター
指定管理者募集要項

令和7年7月

白鷹町健康福祉課

目 次

1. 募集の趣旨	1
2. 施設の沿革	1
3. 施設の目的	1
4. 施設の概要	1
5. 拠点施設の供用開始について(予定)	2
6. 応募資格	2
7. 指定管理者の募集及び選定スケジュール	3
8. 募集要項等の公表方法	4
9. 募集要項等に関する質問の受付及び回答	4
10. 現地説明会	4
11. 申請書類の受付	4
12. 申請書類	5
13. 申請にあたっての留意事項	6
14. 申請書類の取扱い等	6
15. 資料等の目的外使用の禁止	6
16. 申請の辞退	6
17. 指定管理者の候補の選定	7
18. 審査の基準等	8
19. 指定管理者が行う業務	8
20. 業務の実施条件	8
21. 適正な管理の確保に関する事項	9
22. 指定管理料等	10
23. 指定期間	12
24. 指定手続等	12
25. その他	13
26. 問い合わせ及び申請書類等の提出先	13

【様式】

- ・様式第1号 指定管理者の指定申請書
- ・様式第2号 指定申請に関する申立書
- ・様式第3号 事業計画書
- ・様式第4号 収支計画書
- ・様式第5号 グループ申請構成表
- ・様式第6号 グループ申請に係る委任状
- ・様式第7号 グループの協定書
- ・様式第8号 質問票
- ・様式第9号 参加申込書

1. 募集の趣旨

本施設の設置目的等を十分に踏まえ、民間事業者が有する専門知識や経営能力などを活用し、町民サービスの向上を図るとともに、効果的かつ効率的な施設運営を実現するため、指定管理者を公募するものです。

本施設の設置目的に資する創意工夫あふれる提案を期待します。

2. 施設の沿革

本町は、平成6年1月1日に健康都市宣言を制定し、「健康と福祉の里構想」を策定しました。そのシンボルとして、平成9年4月に白鷹町健康福祉センター(以下「健康福祉センター」という。)を設置・開所し、同年10月には同センターに隣接して町立病院が移転開業しています。以来、保健・医療・福祉の一元化をハード、ソフト両面から包括的に提供する理念の下、各施策を推進する拠点施設として、町が本施設の管理・運営を行ってきました。

本施設には、社会福祉法人白鷹町社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)も入居し、健康福祉課と連携しながら地域福祉を推進していくとともに、令和4年3月に策定した「第2期健康と福祉の里構想」の理念の下、健康福祉センターを再整備することでソフト面の充実との相乗効果を図ることとしています。

昨年度、現行の保健センターとしての機能はそのままに、健康福祉センターの一部を改修し、子育て支援ネットワーク形成の推進、健康習慣の普及及び多世代交流の拠点機能を加えた施設として、さらに、デジタルを活用した効果的な仕組みの構築により、これらを推進していく施設として整備を図りました。

今年度は、各施設の機能強化を図るため、附帯工事及び外構整備工事等を実施し、工事の完了をもって、町民に開かれた施設として供用開始する予定です。また、デジタルを活用した効果的な仕組みの構築においては、アプリ等の活用により子育て世代の利便性の向上に資する仕組みや健康アプリ等の導入による健康づくりや運動習慣形成に資する仕組み等を構築し、令和9年度の運用に向け取り組んでいます。

3. 施設の目的

子育て・健康づくり・多世代交流の機能を持つ複合的な拠点施設として、子育て支援ネットワーク形成の推進、健康習慣の普及及び多世代交流の推進を図ることを目的とします。

4. 施設の概要

(1) 施設の名称及び位置

名称	位置	個別施設名
白鷹町健康福祉センター	白鷹町大字荒砥甲488番地	保健福祉センター
		多世代交流型子育て支援・健康推進拠点施設(以下「拠点施設」という。)

(2) 敷地面積及び各施設の名称及び規模

別紙「白鷹町健康福祉センターの指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）」記載のとおりです。

(3) R7 年度実施の工事概要について

拠点施設の設置目的を踏まえ、施設の機能を高めるための工事を実施します。

項 目	概 要 等
工事概要	○多目的運動ホールへの更衣室の設置 ○町民交流スペース（カフェスペース）の整備（厨房の設置、内装改修） ○ベビールームの整備（調乳器等の設置） ○託児ルームの整備 ○管理人室の整備 ○正面玄関入口のフラット化 ○屋外照明の改修 ほか
工期	令和 7 年 9 月中旬完成予定

5.拠点施設の供用開始について（予定）

令和7年10月10日（金）プレオープン（多目的運動ホールのみ供用開始）
令和7年12月 6日（土）グランドオープン（全施設供用開始）

6. 応募資格

(1) 応募資格

応募資格は、次の①～③の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることとします。なお、複数の団体でグループ（共同事業体）を構成し、応募することも可能とします。

① 次のア～ケの全ての要件を満たすこと。なお、グループの場合は、グループの構成員全てが次の要件を満たすこと。

ア 法人等（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者）が、法律行為を行う能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。

ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定の取り消しを受けたことがないこと。

- エ 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触する者がないこと。
- オ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- カ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- キ 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- ク 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- ケ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- ② 過去 10 年間に於いて指定管理の実績があること。グループによる申請の場合は構成員にその実績があること。

(2) 応募資格の留意事項

- ① 法人等は、法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。
- ② グループでの応募の場合は、次によることとします。
- ア 単独で申請した法人等は、グループによる申請の構成員になることはできません。
- イ 同時に複数のグループの構成員になることはできません。
- ウ 原則として、申請後にグループの代表や構成員を変更することはできません。

7. 指定管理者の募集及び選定スケジュール

主なスケジュール	日 程
募集要項等の公表	令和 7 年 7 月 1 日 (火)
質問書の受付	令和 7 年 7 月 1 日 (火)～7 月 17 日 (木)
質問書回答期限	令和 7 年 7 月 24 日 (木)
現地説明会の開催	令和 7 年 7 月 11 日 (金) 午後 2 時
申請書類の受付	令和 7 年 8 月 1 日 (金)～8 月 20 日 (水)
参加表明書提出期限	令和 7 年 8 月 1 日 (金)
審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 8 月 22 日 (金)
仮契約の締結	令和 7 年 8 月下旬
指定管理者の指定（議決）	令和 7 年 9 月議会
指定管理者との協定締結	令和 7 年 9 月中旬～下旬

8.募集要項等の公表方法

町ホームページに掲載します。

<https://www.town.shirataka.lg.jp/>からダウンロードしてください。

9. 募集要項等に関する質問の受付及び回答

項 目	内 容
受付期間	令和 7 年 7 月 1 日 (火)～令和 7 年 7 月 17 日 (木) 午後 5 時まで (必着)
質問方法	❖ 質問票(様式第8号)に記入のうえ、電子メールにより白鷹町健康福祉課に提出してください。
回答方法	❖ 質問票を提出した法人等にメール等で随時回答するとともに、令和 7 年 7 月 24 日 (木) までに町ホームページに掲載します。 ❖ 所定の様式によらない質問や、本件に直接関連しない質問には回答しない場合があります。

10. 現地説明会

項 目	内 容
開催日時	令和 7 年 7 月 11 日 (金) 午後 2 時
集合場所	白鷹町健康福祉センター
参加人数	各法人等 3 名以内
申込方法	❖ 現地説明会参加申込書により令和 7 年 7 月 9 日 (水) まで、電子メールで申込んでください。 ❖ 電子メールの件名は、「白鷹町健康福祉センター現地説明会参加申込」としてください。
留意事項	❖ 本募集要項により応募いただく法人等は、現地説明会に参加してください。なお、現地説明会に参加できない場合は、7 月 9 日 (水) までご連絡ください。

11. 申請書類の受付

項 目	内 容
受付期間	令和 7 年 7 月 11 日 (金)～令和 7 年 8 月 20 日 (水) 午後 5 時まで (必着) ❖ 持参の場合は土曜日・日曜日・祝日は除きます。
受付時間	午前 9 時から午後 5 時まで
提出方法	❖ 白鷹町健康福祉課に郵送または持参してください。 ❖ 郵送の場合は、期限までに届くようご注意ください。

12.申請書類

申請時に、以下の書類を10部(正本1部、副本9部)提出してください。なお、書類はA4判サイズに統一し提出してください。

<申請書類一覧表>

区分	申請書	様式番号	備考
申請書	①指定管理者の指定申請書	様式第1号	
申請資格を有することを証明する書類	②指定申請に関する申立書	様式第2号	
	③法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)		法人のみ
	④代表者の身分証明書		非法人のみ
	⑤定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類		
	⑥国税及び地方税の納税証明書		・募集要項の公表日以降に交付されたもの ・納税義務がない場合は、様式第2号にその旨を記載
	※グループによる申請の場合は、②～⑥について構成する法人等全ての分が必要です。		
事業計画書	⑦事業計画書	様式第3号	
収支計画書	⑧収支計算書	様式第4号	
経営状況説明書類	⑨直近3事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類		
	⑩直近3事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類		作成している場合のみ
	⑪現事業年度の収支予算書及び事業計画書		
	⑫事業報告書		法人等の事業報告書を作成している場合
	⑬役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類		役員氏名のフリガナ及び役員の生年月日を記載のこと
グループによる申請の場合	⑭グループ申請構成表	様式第5号	
	⑮グループの申請に係る委任状	様式第6号	

	⑩ グループの協定書	様式第 7 号	自前の協定書がある場合は、それを使用してよいものとします。
--	------------	---------	-------------------------------

※1 自主事業を実施する場合は、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を分けて作成してください。

※2 上記の提出書類のうち、該当しないものがある場合は、該当のない提出書類の名称と該当のない理由を記載した書類（任意様式）を提出してください。

13.申請にあたっての留意事項

- ① 申請書類提出後に提出書類等の内容を変更することはできません。（軽易なものを除きます。）
- ② 申請者が提出した申請書類等が次のいずれかに該当する場合は失格とします。
 - ア 申請書類等に虚偽の記載があったとき。
 - イ 募集要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。
 - ウ 同一団体が異なる申請書を複数提出したとき。
 - エ その他不正な行為が認められたとき。
- ③ 申請書類等は理由の如何にかかわらず返却しません。
- ④ 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- ⑤ 申請に関する費用は、全て申請者の負担とします。

14.申請書類の取扱い等

- ① 申請書類は、白鷹町情報公開条例（平成 12 年条例第 5 号）第 2 条に定めるとおり公文書として公開請求に対し公開すべき情報となります。
- ② 申請書類等の著作権は、各申請者に帰属します。なお、施設の管理に関連して公表する場合、その他町が必要と認める場合には、町が提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

15.資料等の目的外使用の禁止

町が提供する資料は、申請に関する目的以外で使用することを禁じます。また、申請に関する目的であっても、町ので承認を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり内容を提示したりすることを禁じます。

16.申請の辞退

申請を行った後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。その際も提出書類は返却しません。

17. 指定管理者の候補の選定

指定管理者の候補者の選定については、以下のとおりです。

(1) 選定方法

指定管理者候補者の選定に係る審査は、プロポーザル方式によります。

(2) 参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和7年8月1日(金)午後5時必着
- ② 提出方法 白鷹町健康福祉課に郵送または持参してください。
- ③ 提出書類 参加申込書(様式第9号)

(3) 審査(プレゼンテーション)

この審査にて選定された上位1位の法人等を、白鷹町管理者選定委員会に推薦します。

なお、応募者多数の場合は、一次審査を実施し、一次審査を通過した法人等を対象に2次審査として本審査を実施する場合があります。

- ① 審査 外部有識者等で構成される審査委員会にて審査を行います。審査は別紙「健康福祉センター指定管理者審査基準表」に基づき、総合的に行います。
- ② 日程等 詳細は、2次審査対象者に対して通知します。(8月下旬開催予定)
- ③ 参加人数 1法人等3名以内とします。
- ④ 内容 プレゼンテーション(25分以内)及び審査委員による質疑(15分程度)
*プレゼンテーションは、事前に提出した書類に基づき、提案内容についてさらに明確にする必要があると思われる点を中心に行ってください。
*スクリーンは町が準備します。プロジェクター、パソコン等の機器類は、提案者が準備してください。

(5) 候補者の決定

2次審査にて選定された上位1位の法人等について、白鷹町指定管理者選定委員会に諮り、候補者として決定します。

候補者の決定は、本町のホームページへの掲載等により公表します。なお、審査経過及び審査結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとします。

(6) 仮協定の締結

指定管理者選定委員会にて、指定管理者の候補者として選定された法人等と仮契約を締結します。

18. 審査の基準等

審査については、以下の基準に基づき、令和 8 年度～令和 12 年度分（5年間）の提案内容について行います。（令和7年度分は審査の対象から除きます。）

（1）審査の基準

白鷹町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年条例第 2 号）の規定に基づき、次の基準により総合的に評価します。

- ① 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 事業計画書の内容が、拠点施設としての効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 健康福祉センターの適切な維持及び管理を図ることができるものであること。また、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 当該法人等が、事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

（2）審査の項目

別紙2「健康福祉センター審査基準表」によります。

19. 指定管理者が行う業務

健康福祉センターの運営に関する業務や施設及び設備等の維持管理に関する業務については、仕様書に定める業務とします。

20. 業務の実施条件

指定管理者が、指定期間中における指定管理業務遂行に必要な実施条件は次のとおりとし、内容の詳細は仕様書に示すとおりとします。

（1）業務執行体制の確立

指定管理者は、業務を遂行するために必要な人員を確保し、業務に適した執行体制を確立して下さい。

（2）開館時間及び休館日

仕様書記載のとおりです。

（3）業務の再委託

業務委託について、専門的な技術や特定の資格などを要する業務及び事前に町の承諾を受けた業務については、本業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせることができますが、使用の許可及び指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託することはできません。

なお、清掃業務については、日常及び定期清掃は、町内就労継続支援B型事業所に委託し、実施してください。

(4) 関係法令等の習得

指定管理者は、業務に従事する職員に対して業務開始前までに必要な法令や条例等の習得をさせるとともに、業務開始後も必要な都度研修の場を設けるものとします。

(5) 個人情報の保護

指定管理者は、関係法令等に基づき、適正な個人情報管理を行うとともに、次に掲げる必要な措置を講じ、漏えい、滅失、毀損等に関する十分な防止策を講じるものとします。

- ① 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損等を防止すること。
- ② 業務の遂行上保有する必要がなくなった個人情報については、原則として確実かつ速やかに廃棄又は消去すること。

(6) 守秘義務

指定管理者は、業務上知り得た内容を第三者に洩らしたり、自己の利益のために使用することはできません。指定期間終了後も同様です。

(7) 危機管理体制の構築

指定管理者は、自然災害、人為災害、事故等のあらゆる緊急事態、不測の事態に迅速かつ適切に対応できるよう危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルや緊急連絡体制を整備し、町へ報告しなければなりません。

(8) 文書の保存・管理

指定管理者は、業務の遂行にともなって作成し、又は取得した文書を適正に管理し保存するものとします。また、指定期間終了後は町に引き渡すものとします。

(9) その他

- ① 指定管理者は、各種資材等を購入する場合は、地元業者への発注について配慮してください。
- ② 町が実施する事業について、委託事業を含め積極的に協力してください。

21. 適正な管理の確保に関する事項

(1) 報告書の提出

指定管理者は、業務の実施状況、利用状況、収支状況等について、年度ごとに報告書を作成し町に提出するものとします。また、町が必要と認めるときは、町は指定管理者に対して随時報告を求めますので、業務の実施状況等を提出しなければなりません。

(2) 実地調査の実施

町は、必要な場合、業務状況に関して実地調査を行い、指定管理者に対して調査結果に基づく指示等を行います。指定管理者は、町から指示があった場合、必要な改善等の措置を講じなければなりません。

22. 指定管理料等

本事業は利用料金制を導入しますので、指定管理者は、町が負担する指定管理料の他、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。

(1) 指定管理料の額

- ① 各年度の指定管理料の額は、毎年度ごとに予算の範囲内で年度協定を締結し定めるものとします。なお、指定管理期間における指定管理料の上限額（年度平均）は以下のとおりです。

上限額の金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
（令和8年度～12年度） ￥30,000千円/年度
（令和7年度分） ￥9,000千円

- ② 指定管理料の積算にあたっては、以下を参考にしてください。

ア 人件費

イ 管理費（施設・設備管理費・光熱水費・清掃費等）

ウ 事業費（介護・フレイル予防事業実施費等）

エ 事務費（消耗品費・通信運搬費、事務機器リース料・諸経費等）

オ その他施設の管理運営に必要となる経費

＊ 施設・設備の保守点検及び施設の清掃管理については、仕様書に記載の基準及び別紙「健康福祉センター管理費相当額」等を参考にしてください。

＊ 指定管理料には、保健福祉センター分を含みます。

- ③ 支出に係る負担の区分については、下表を参考にしてください。

（○：指定管理料に含む。×：町が負担する。）

項 目	プレオープン期間 (R7.10～11)	グランドオープン期間 (R7.12月～R8.3)	R8～R12 年度
人件費	○	○	○
燃料費	×	×	○
電気料	×	×	○
上下水道	×	×	○
電話・インターネット等通信費	○	○	○
修繕費	×	○	○

清掃業務	×	○	○
電気保守点検	×	×	×
警備業務	×	○	○
空調設備保守点検	×	○	○
自動ドア保守点検	×	○	○
エレベーター保守点検	×	○	○
フィットネス機器保守点検	×	○	○
めぐりや健康運動公園環境整備	×	×	○
介護・フレイル予防事業	×	×	○
事務費(上記以外の管理運営に 要する経費・諸経費等を含む。)	○	○	○

(2) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、指定管理者からの請求に基づき、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに支払うこととしますが、支払時期や方法については年度協定で定めるものとします。

(3) 指定管理料の精算

適正な管理運営の中で指定管理者の経営努力による剰余金が発生した場合は、原則として返還を求めません。また、不足が生じた場合も、原則として補填は行いません。

ただし、想定範囲内を超える原材料費の高騰や災害等による大規模な損害等が発生した場合は、協議の上対応を決定するものとします。また、利用者等に応じて変動する光熱水費などの実費負担、協定時に見込まれていない事情が生じた場合などについても協議の上対応を決定するものとします。

(4) 利用料

① 利用料金の設定

仕様書記載のとおりです。

② 利用料の減免

仕様書記載のとおりです。

(5) 自主事業に伴う収入

指定管理者は、健康福祉センターの設置目的に合致し、かつ施設の利用促進若しくは町民サービスの向上につながる事業を実施することで、その参加費等を自己の収入として収受することができます。なお、自主事業の実施において指定管理料に損失が生じた場合、町は補填を行いません。

(6)利益の還元について

自主事業等の実施にあたり、利益の一部を町へ還元する考え等について提案がある場合は、具体的な方法・内容等を示してください。

23. 指定期間

令和7年10月1日から令和13年3月31日まで（5年6ヶ月）とします。

なお、令和7年度の管理運営については、仕様書記載のとおりです。

また、管理を継続することが適当でないと認めるときは、この期間内であっても、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

24. 指定手続等

(1)指定手続

指定管理者については、地方自治法の規定により、指定管理者として指定する議案を町議会に提案し、議会での議決後に指定管理者として指定します。

指定については、指定管理者へ文書で通知するとともに、白鷹町公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例の規定に基づき、告示します。

(2)協定の締結

指定にともない、施設の管理に係る事項、町が支払うべき指定管理料の額、責任等を定めるため、協議により協定を締結します。

協定は、指定期間全体の基本協定及び事業年度ごとの年度協定とします。

(3)その他

協定を締結する前までに、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。また、町議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合も同様です。なお、その場合、指定管理業務及びその準備のために支出した費用等については、一切補償しません。

25. その他

その他、本要項に定めのない事項については、町と指定管理者が協議の上決定します。

26. 問合わせ及び申請書類等の提出先

〒992-0831 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 488

白鷹町役場 健康福祉課

電 話 : 0238-86-0111

F A X : 0238-86-0115

E-mail: kenfuku3@so.town.shirataka.yamagata.jp